

平成 3 0 年度 第 1 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 4 月 1 8 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第1回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成30年4月18日(水) 午後2時02分

3. 閉 会 日 時 平成30年4月18日(水) 午後3時03分

4. 出席農業委員(18名)

1番	野月弘行君	2番	小田正喜君
3番	外山康仁君	4番	小笠原和男君
5番	箕輪展忠君	6番	竹浦寿広君
7番	野崎さち子君	8番	中野渡稔君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
15番	杉山秀明君	17番	米田一典君
18番	山崎誠一君	19番	力石堅太郎君

5. 欠席農業委員(1名)

16番 中野均君

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

旧十和田湖町	白山雄治郎君	旧十和田湖町	中屋敷鉄男君
三本木	関川明君	三本木	山端敏行君
四和	根岸始君	深持	下久保トキ子君
切田	若沢弘幸君	切田	中川原彰造君
大深内	工藤武彦君	大深内	立崎和寿君
東部	山端至誠君	藤坂	松田賢志君
六日町	竹ヶ原竹夫君		

7. 欠席農地利用最適化推進委員（1名）

伝法寺 小笠原 秋彦 君

8. 会議に付した案件

報告第 1 号 専決処分の報告について
報告第 2 号 平成29年度十和田市農業委員会事業報告について
報告第 3 号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第 4 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第 5 号 農地の転用事実に関する照会について
報告第 6 号 農地等の現況について（十和田市）
報告第 7 号 農用地利用配分計画の認可について
報告第 8 号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて
議案第 1 号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 2 号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
議案第 3 号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

9. 議事録署名委員

1番 野月 弘行 君 2番 小田 正喜 君

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	市澤 新吾	事務局 次長	高橋 克彦
事務局 農地係長	越田 守	事務局 振興係長	根岸 優一
事務局 主任主査	野月 明久	事務局 主任主査	山崎 和也
事務局 主任主査	椛木 信人	事務局 主任主査	吉田 武範

11. 書 記

事務局 主任主査 山崎 和也

議 長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、16番 中野 均 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年4月6日に告示招集いたしました平成30年度第1回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。1番 野月 弘行 委員、2番 小田 正喜 委員を指名いたします。

議 長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第1号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）それでは1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について。十和田市農業委員会事務の会長専決規程に基づき、別紙のとおり職員の人事異動を専決処分したので報告する件です。2ページをお願いします。専決第1号、職員の人事異動の実施について。十和田市農業委員会事務局職員の平成30年3月31日付及び平成30年4月1日付人事異動を次のとおり実施する。平成30年3月29日付で専決処分をしております。3月31日付発令にかかる異動です。出向となる職員は、主査中村俊文が農林部農林畜産課に、主事江渡俊裕が教育委員会事務局スポーツ・生涯学習課に異動となっております。また、事務局長佐々木勇悦が定年退職、振興係長力石浩暢が自己都合により退職しております。次に4月1日付発令にかかる異動です。出向により任命となる職員は、企画財政部税務課長補佐から事務局次長に高橋克彦、企画財政部税務課諸税係長か

ら振興係長に根岸優一、教育委員会事務局スポーツ・生涯学習課から主任主査に
椀木信人、中央病院事務局業務課から主任主査に吉田武範が異動しております。
昇任となる職員は、事務局長として私、市澤新吾が昇任しております。以上で
ございます。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第1号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第2号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）3ページをお願いします。報告第2号、平成29年度十和田市農
業委員会事業報告について。このことについて、別紙のとおり事業を実施したの
で報告する件です。4ページから13ページになります。かいつまんでご説明い
たします。1. 農業委員会の概要です。（1）委員の定数及び（2）事務局の構
成は記載のとおりです。（3）会議の開催状況ですが、総会、全協及び勉強会等
で計37回行っております。5ページです。2. 農地対策事業です。（1）権利
の移転、設定、転用関係です。①農地法第3条による権利の移転、設定は、所有
権移転ほか281件、208.6ヘクタールです。前年度に比べ40件、21.
5ヘクタールの増です。②農業経営基盤強化促進法による権利の移転、設定は、
利用権設定等促進事業のほか、44件、34.2ヘクタールとなっております。
前年度に比べ2件、3.3ヘクタールの増です。6ページをお願いします。③農
地中間管理事業による権利の設定は、賃借権設定等290件、267.6ヘクタ
ールとなっております、前年度に比べ件数で199件、面積で174.7ヘクタール
の増となっております。これは農地法等に基づき、貸借契約している農地につ
いて農地中間管理事業への切り替えが進んだこと及び集落営農組織などにおいて当
事業の活用が進んだことなどが背景にあるものと考えます。④賃借権の合意解約
は234件、177ヘクタールです。これについても前年度に比べ163件、1
17.9ヘクタールの増となっており、解約して後に機構に貸し付けるという背
景があるものと考えられます。⑤相続等の届出は120件、171.8ヘクタール。
あっせんの希望はありません。⑥農地法第4条・5条の転用申請は78件、
16.5ヘクタールとなっております。⑦農地法第3条許可の取り消しは2件0.
2ヘクタールでした。7ページです。⑧農地法第4条・5条の転用許可の取り消
しは3件、0.1ヘクタールです。（2）登記関係です。基盤強化法に基づく嘱
託登記事務は37件、29.8ヘクタールです。（3）農用地利用調整会議は1
1回開催し、調整件数は41件、33.1ヘクタールです。（4）証明書、意見
書交付関係です。①農地の競・公売に係る適格者証明書については、3条に係る
ものが23件、5条に係るものはありませんでした。②農業振興地域整備計画の

変更に係る意見書については、筆数で計26筆、22.9ヘクタールです。8ページです。③裁判所、法務局等の照会回答は、計40件、70筆、面積合計で8.9ヘクタールとなっており、農地回答は5.1ヘクタール、非農地回答は3.8ヘクタールとなっております。④農地法施行規則第29条第1項第1号に係る意見書の届け出はありません。⑤贈与税、相続税の納税猶予等に係る証明書等は、計17件です。⑥工事完了報告受付、確認書について、4条・5条合わせて66件です。9ページをお願いします。⑦耕作証明書の発行です。合計で1,304件です。⑧耕作放棄地に係る農地法第2条第1項にかかる非農地該当の照会回答はありません。⑨特定農地貸付けに関する農地法等の特例はありませんでした。

(5) その他として、①から③は記載のとおりです。④遊休農地実態調査です。毎年農地法第30条の規定に基づく利用状況調査を行うこととなっており、遊休農地パトロールを9月に実施しております。平成28年度までの継続分に、平成29年度に新たに確認された遊休農地を加え、その後解消した面積及び非農地判断をした面積の差し引きにより、現在残っている遊休農地は130筆、約36.6ヘクタールとなり、前年度末から7.2ヘクタール減少となりました。10ページをお願いします。参考として認定農業者数を掲載しております。平成29年度末現在685件で、昨年度より43件減っております。3. 農業振興対策事業です。(1)の担い手の確保・育成と農地の利用集積や経営確立の支援についてです。この中で、④農業後継者結婚対策については交流会を2回開催し、参加者数は、女性12名、男性11名で、3組のカップルが成立しております。11ページをお願いします。⑤農業者年金の加入推進については、加入推進部長を中心として積極的な推進活動により、新規加入者11名と昨年度に続き目標の7名を達成しました。農業者年金の状況については3月31日現在、表に記載のとおりです。⑥家族経営協定の普及及び締結促進については、新規3組が締結しており、延べ農家数は159組、実農家数は128組となっております。(2)地域における意見集約や集落内の話し合い活動の展開についてです。①移動農業委員会については、深持地区のほか3か所で開催しております。12ページをお願いします。(3)情報提供・広報活動の強化について。①のうぎょうと農業委員会を3回発行するとともに、市のホームページを随時更新して農業委員会活動の情報提供に努めました。②全国農業新聞は、3月末現在133名が購読しております。

(4) 農政・研修活動の実施について。①水稻作柄状況調査を9月11日に5地区の調査を行い、その後検討会を行っております。②農作業労賃等に関する調査については、農業関係機関との協議において農作業の目安となる労働賃金及び機械利用料金の標準額を設定し、公表しております。③農政全般にわたる研修会の開催及び参加について。(ア) 農業委員及び推進委員の勉強会を全部で6回開催しております。(イ) 国内農業視察研修については、茨城県内の視察研修に委員3名、職員1名が参加しております。(ウ) 上十三地区農業委員会研修会及び大会と青森県農業委員会大会に参加しております。13ページになります。(5) 農地利用最適化推進委員の委嘱については記載のとおりです。以上であります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、5番。

委員（箕輪展忠君）5番、箕輪です。報告事項に質問というのもおかしいような気がしますけれども、ちょっと教えてください。疑問に思ったこと。要望です。4ページ、事務局の構成というところで、定数12人に対して現員数が9人ということです。これを見れば現体制の人の仕事ができる大変結構だということで結果は良く映ります。ただし、会長。ちょっと見ていなければ、もしかすると3名も減っています。仕事が一人の人に負担になっていないのかどうか、よくこう見ながら、その一人の人が余計に残業したり何したりと過労になっているのであれば、その辺を見て、都度人員を増やす対応もしてください。要望です。

議長（力石堅太郎君）はい。わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、2番どうぞ。

委員（小田正喜君）2番、小田です。9ページですね、⑦の耕作証明書の件についてですが、わからないのでちょっと聞きたいんですが。市長証明と会長証明の違いですね、お願いします。

農地係長（越田守君）市長証明と会長証明の違いですけれども、通常市長証明で取るのが皆さんがよく馴染みがある免税軽油の申請用です。会長証明として出すのは提出先として他の農業委員会へ出す場合が多いです。それは他の市町村において農地の取得の際に必要となりますので、その場合は市町村の農業委員会を通してのやり取りとして手数料無しで発行しております。以上が違いとなります。

委員（小田正喜君）わかりました。

議長（力石堅太郎君）その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第2号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）14ページをお願いいたします。報告第3号、農地法第18条第

6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。15ページから17ページになります。15ページをお願いします。今回は全体で15件で、農地法等にかかるものは12件、農地中間管理事業にかかるものは3件、全て合意解約によるものです。1番から5番の借人は同一人で、解約後貸借予定です。16ページです。6番は65ページ23番で3条貸借申請があります。7番、8番、10番から12番の借人は同一人です。7番は平成30年3月20日開催の平成29年度第13回総会議案第88号で3条による贈与の所有権移転許可を受けておりますが、合意解約の通知書の提出が遅れたことから今回の報告となったものです。8番は貸借予定です。9番は自ら耕作するものです。10番から12番は貸借予定です。17ページをお願いします。農地中間管理事業による合意解約分です。1番は貸借から使用貸借に切り替えるためのもので、78ページ4番で使用貸借による権利の設定が出されています。2番、3番は貸借予定です。なお協力金の返還等の発生はない模様です。以上になります。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第3号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第4号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）18ページをお願いいたします。報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。19ページから23ページになります。今回は16件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。19ページです。1番は貸借予定です。2番は農地として管理するものです。3番は一部が貸借中で、その他は自ら耕作するものです。4番は19ページから20ページになります。一部は貸借中で、一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。5番と6番は農地として管理するものです。7番と8番は自ら耕作するものです。21ページです。9番の上段は一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。下段は持分22分の1を相続するもので、一部の現況が公衆用道路、その他は共有者が耕作するものです。22ページです。10番と11番の被相続人は同一人で、それぞれが持分22分の1を相続し、10番が自ら耕作するものです。12番は一部の現況が宅地、一部が農地として管理、一部が貸借予定です。13番は一部は貸借中、その他は自ら耕作するものです。23ページです。14番は一部が農業用倉庫建築で、平成3年に転用許可済ですが未完了の状態です。その他は自ら耕作するものです。15番は一部の現況が農業施設用田で、その他は自ら耕作するものです。16番

は自ら耕作するものです。なお相続を受けた農地の一部が農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更の指導をしていきたいと思っております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第4号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第5号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）24ページをお願いいたします。報告第5号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。25ページです。今回の照会件数は3件3筆で、現地調査は4月6日に実施し、法務局への回答は4月12日に行っております。1番は、国道4号沿いの青森日野自動車十和田営業所の東側です。申請地には樹高10メートル以上の広葉樹が繁茂しており、相当長期間森林の状態にあると考えられることから、非農地と回答しました。2番はローソン十和田池ノ平店前の信号のある交差点から西に約1キロメートル進んだ地点の道路南側です。申請地は昭和56年建築の住宅と昭和61年建築の物置が建っており、宅地として利用されていることから、非農地と回答しました。なお、農振除外は昭和53年になされているが転用許可は得ていないと思われます。3番は六日町生活改善センターから北東へ約300メートル進んだ道路の南側です。申請地は転用許可となった農地の照会で、通常であれば所有権移転登記の後に地目変更登記を行います。今回は所有権移転前に地目変更申請がされたため、法務局から転用事実の確認のため照会を受けたもので、転用が完了し住宅が建っていることから非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第5号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第6号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）26ページをお願いします。報告第6号、農地等の現況について、十和田市。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。27ページです。

今回の照会件数は4件10筆です。現地調査は4月6日に実施し、十和田市への回答は4月12日に行っております。1番の①から⑦は県道上野十和田線沿いのオオタ牧場から北に約500メートルの場所です。照会のあった土地は農地として利用されていることから農地と回答しました。2番は主要地方道三沢十和田線沿いの高野税理士事務所から北に約400メートル進んだ道路の西側です。照会のあった土地は、道路に面した部分には砕石が敷かれています。もともと道路側には以前から一部砕石が敷かれていたとのことですが、これに加え昨年8月に市の水道工事の実施にあたり、工事業者が所有者の許可を得て砕石を敷いたとのことです。1月に工事は終わったのですが、所有者が砕石はそのままにして良いと業者に話したため、砕石が敷かれたまま今に至っています。砕石の敷かれている面積は全体の約4分の1程度で、砕石を取り除けば十分農地として利用が可能と判断されることから農地と回答しました。なお、所有者及び工事業者には、今後砕石の撤去を指導してまいります。3番は十和田北クリニック西側道路を北に約350メートル進んだ突き当りです。照会のあった土地は農地として利用されていることから農地と回答しました。4番は八甲団地から南に約60メートル進んだ道路の西側です。照会のあった土地は平成17年に転用許可を受け許可どおりの用途に供されていないが、税務課においても現況を宅地認定していることから非農地と回答しました。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第6号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第7号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）28ページをお願いいたします。報告第7号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は今年2月15日に開催の平成29年度第12回総会議案第83号で農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、3月28日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。29ページをお願いいたします。賃借権は29ページから53ページで、109件、326筆、878, 218平方メートルで、このうち新規の設定は104件、316筆、850, 482平方メートル、再設定は5件、10筆、27, 736平方メートルです。貸借期間は3年が53ページの106番の1件、5年が44ページの68番、46ページの78番、47ページの82番、48ページの87番と88番、53ページの108番の6件です。7年が52ページの

105番、53ページの107番と109番の3件です。15年は30ページの6番と7番、41ページの54番の3件です。このほかの96件は10年になります。54ページをお願いいたします。使用貸借による権利は3件、7筆、12,778平方メートルです。このうち新規の設定は2件、6筆、11,278平方メートル、再設定は1件、1筆、1,500平方メートルです。貸借期間は7年が3番の1件で、このほか2件は10年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第7号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第8号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）55ページをお願いします。報告第8号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので報告する件です。56ページから57ページになります。この件は平成29年4月14日開催の平成29年度第1回総会議案第1号で許可されたものですが、平成30年3月6日付で取消し願が提出されました。取消理由は母から子の妻へ贈与による持分3分の1の所有権移転の申請であったが、許可後に贈与税の計算に錯誤があったことから取消しするものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第8号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第3班で、調査員は箕輪班長、野月委員、國分委員の3名です。4月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君）次に議案第1号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）58ページをお願いします。議案第1号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。5番 箕輪 展忠 委員、お願いいたします。

報告委員（箕輪展忠君）第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は62件で、うち所有権移転が17件、賃借権設定が41件、使用貸借による権利の設定が4件です。まず、所有権移転ですが、申請のあった17件のうち、59ページの申請番号1番から60ページの申請番号10番までは相手方要望による売買です。申請番号11番から17番までは贈与で、11番から13番までは親から子への贈与、14番は祖父から孫への贈与、15番から17番までは知人への贈与です。次に賃貸借及び使用貸借についてですが、62ページの申請番号1番から66ページの申請番号32番までは労力不足による貸借で、33番から39番までは相手方要望により、貸借するものです。68ページからは使用貸借による権利の設定で、申請番号40番から43番までは経営移譲で、40番は別世帯の親から子へ、41番から43番までは同一世帯内の祖父から孫へ、また、父から子へと一部経営移譲するものです。また、44番は労力不足により、45番は相手方要望により貸借します。これらのうち、66ページの32番と67ページの38番と39番は新規就農です。営農計画書をもとに聴取調査を実施したところ、32番は収支計画の見込みに甘いところがあったため、担当農業委員が指導を行いました。38番と39番は同一人ですが、妻の実家から農業指導を受けるとのことで、こちらは特に問題はありませんでした。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地は全て農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）箕輪委員、ご苦勞様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明をいたします。60ページをお願いいたします。10番と11番の譲受人は同一人です。61ページ15番の譲受人は16番の譲渡人と同一人です。15番の譲渡人は16番の譲受人と同一人です。62ページ2番から5番までの借人は同一人です。借人は平成29年1月17日開催の平成28年度第10回総会議案第55号で農地の贈与を受けて新規就農しています。今年2月に贈与の登記を取消ししたため耕作地面積が0となりましたが、今回農地を貸借するにあたり、新規就農の取扱いはしないこととなります。63ページ10番と11番の貸人は同一人です。64ページ15番から17番の借人は同一人で、また18番から65ページ21番までの借人は同一人です。23番は16ページ6番で合意解約したものです。25番と26番の借人は同一人です。66ページの29番と30番の借人は同一人です。32番は一般法人による新規就農で、解除条件付きの賃貸借契約で、今後主に雇用者によ

り営農するものです。67ページの34番と35番の借人は同一人です。38番と39番の借人は同一人で、新規就農になります。取得予定地が妻の実家に近いことから、通いながら営農します。68ページは使用貸借による権利です。41番と42番の借人は同一人で、青年就農給付金の対象者で、借人名義の耕作地が必要なことから貸借するものです。所有権移転の1番から17番まで及び貸借の1番から45番までの農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

議長（力石堅太郎君）はい、6番。

委員（竹浦寿広君）6番、竹浦です。局長が説明したかちょっと聞き取れなかったものから、再度聞きます。もし説明していたらごめんなさいね。62ページの2番から5番まで。これ_____さん同じ名前で4つあるんだけど、自作地が0ということになっています。新規就農者ですか。前に新規就農者で出てきた件があると思いますけれども。

事務局長（市澤新吾君）先程もちよつとご説明しましたけれども、借人は平成29年1月17日開催の平成28年度第10回総会議案第55号で農地の贈与を受けて新規就農していました。今年2月に贈与の登記を取消したため耕作地面積が0となりました。それで今回農地を借りるにあたりましては、前回の新規就農ということがありますので、今回は新規就農の扱いはしないということになります。以上でございます。

議長（力石堅太郎君）いいですか。

委員（竹浦寿広君）その理由は何ですか、解約した。

事務局長（市澤新吾君）この方につきましては、28年度に新規就農ということで扱いをしておりますので、1回0にはなったんですが借りてまたすぐやるということですので、新規就農の扱いはしないということです。

委員（竹浦寿広君）なにに。借りてすぐやるから。

事務局長（市澤新吾君）今回で農地を貸借してそのまま、28年度に新規就農したというのが継続になるというか…

議長（力石堅太郎君）暫時休憩いたします。

休憩 午後2時42分

(贈与の登記を取消しした理由等について質疑応答)

再開 午後2時44分

議長 (力石堅太郎君) 休憩を解いて会議を再開します。

議長 (力石堅太郎君) 質問その他ございませんか。

議長 (力石堅太郎君) はい、17番。

委員 (米田一典君) 17番、米田です。15番、16番。別に何ということではないんですけども、_____さんが_____さんに贈与しますよ、もう一方はその反対ですよ。普通こういうかたちを交換といいます。普通はですよ。農業委員会は交換分合もできますよね。たまたまここには贈与と書いていますけれども、委員会はこれからこういうかたちをとるんですか。それとも、それだと交換なんだから交換というかたちをとりましょうよ、と指導するんですか。お願いします。

農地係長 (越田守君) 総会資料61ページの所有権移転のほうの15番と16番のご指摘でした。委員ご指摘のとおり確かに出し手受け手は逆転しております。相互に贈与するようなかたちを今回とっております。通常であればこういう場合は委員ご指摘のとおり交換というかたちになろうかと思えますけれども、交換するときの条件が基本的には同じような土地の面積というのが条件となってきます。ここでいきますと、場所が字も違っていて、プラスして面積も差が2割以上離れており、同じような価値ではないと見なされますので、同じ価格もしくは同じ面積がないと交換という扱いにはなりませんので、今回はその点からいきますと、面積がちょっと対等な広さの土地ではないということもありまして、交換の扱いにはならないということで、お互いに贈与するというかたちをとったものです。ですが基本的には土地をそれぞれで出したり受けたりということは交換ということになりますので、土地の面積または土地の価格等を見ながら申請については交換となるものについては交換ということで指導なり契約を進めていきたいと考えております。以上です。

議長 (力石堅太郎君) 17番、よろしいですか。

委員 (米田一典君) それから、面積の違いだよというのがありました。昔ですね、これに例えば等価交換という字句もあったんですよ。等価でないわけですから、ね。一例を言いますと、ずっと昔ですが、いいのかな。休憩入れます。

議 長（力石堅太郎君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 5 0 分

（ 面積の違いはどの程度の差であれば交換となるのかについての質疑応答 ）

再開 午後 2 時 5 2 分

議 長（力石堅太郎君） 休憩を解いて会議を再開します。

議 長（力石堅太郎君） その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は許可することに決定いたしました。

議 長（力石堅太郎君） 次に議案第 2 号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 69 ページをお願いします。議案第 2 号、十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるよう要請することの承認を求める件です。

議 長（力石堅太郎君） 農用地利用調整会議の結果について報告願います。10 番 國分 弘志 委員、お願いいたします。

報告委員（國分弘志君） それでは十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請に関する報告をいたします。4 月 6 日午後、箕輪委員、野月委員と私の 3 名で、会長室において農用地利用調整会議を行い、聴取調査を実施しました。あっせん件数は所有権移転の 1 件です。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、所有権の移転を受ける者は、認定農業者である農地所有適格法人です。あっせん対象となる農地は、労力不足により売買するものです。これらの農地は、所有権

の移転を受ける者の経営する農地の近くにあることから、農地の集約が図られるものと考えます。利用調整委員としては、申請内容及びあっせんについて適当と認めましたので、その旨を4月6日付で、会長あてに農用地利用調整会議の調整結果報告として報告しております。以上のことから、委員の皆様のご審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君） 國分委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君） 調査員報告の内容について補足的に説明をいたします。70ページです。所有権移転が1件で、5筆10,372平方メートルについて利用調整を行いました。今回申請のあった所有権移転1件につきましては、調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第2号は要請することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第3号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 71ページをお願いします。議案第3号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。72ページをお願いします。利用権の設定を受ける者は全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は、72ページから77ページで、23件、66筆、161,426平方メートルです。利用権設定期間は3年が1番の1件、5年が3番、73ページの4番から7番の5件、その他の17件は10年になります。72ページの2番は経営転換協力金の対象となります。78ページをお願いします。使用貸借による権利は、4件、9筆、19,4

76平方メートルです。利用権設定期間は5年が1番の1件、その他の3件は10年です。2番と3番が経営転換協力金の対象となります。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第3号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第4号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）79ページをお願いします。議案第4号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。1番 野月 弘行 委員、お願いします。

報告委員（野月弘行君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は申請番号1番から6番までの6件です。まず、申請番号1番ですが、譲受人が農地を買い受けて、13区画の宅地分譲を行うものです。申請番号2番は保育園の建設です。農地を買い受けて保育園を建てるもので、総事業費は7千万円を見込んでいます。申請番号3番と5番は、ともに自己住宅の建築で、土地については、3番は農地を買い受け、5番は親から農地の贈与を受けて、住宅を建築します。申請番号4番は農業用倉庫の建築で、申請地に冷蔵設備を備えた倉庫を二棟建築します。なお、転用申請前に造成、整地していたことから始末書が提出されています。申請番号6番は既舎建築で、譲受人が賃貸借により農地を借り受け、馬小屋を整備するものです。農振除外は今年1月に完了していますが、事前着工があるため、こちら始末書付きでの申請です。次に農地区分についてですが、申請番号1番と2番は、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号3番は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地のその他の農地に該

当します。申請番号4番から6番は、いずれも第1種農地内ですが、4番と6番は農業用施設の整備であること、5番は集落に接続して設置される住宅であることから、それぞれ不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。以上です。

議長（力石堅太郎君）野月委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について補足的に説明をいたします。80ページです。1番の場所は国道102号沿い、青森トヨペット十和田店の交差点から南へ約30メートル進んだ道路の西側です。現況の特殊雑種地とは宅地並み課税の雑種地です。2番の場所はコメリパワー十和田店南側の市道を西に約70メートル進んだ道路の北側です。3番の場所はひがしの会館のある交差点を北に向かい、大久保工務店のある丁字路を西に70メートル進んだ道路の南側です。4番の場所は桜平婦人ホームから南に90メートル進んだ道路の突き当りです。5番の場所は紅葉の湯の南側です。6番の場所は豊栄集落から高森山総合運動公園方面に向かう市道を西に進み、途中の丁字路から矢神集落方面に約400メートル進んだ地点から東に道なりに約500メートル進んだ道路の北側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第1回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠に苦労様でした。

————— 閉会 午後3時03分 —————